

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 18

発行：2010年9月3日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

第12回口頭弁論が開かれました

第12回口頭弁論が6月30日(水)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回の法廷では、被告・国が相も変わらず第一次訴訟から主張している「危険への接近」に対する「反論準備書面」を弁護団が提出し、大森弁護士が陳述しました。また、福田弁護士は「行政訴訟飛行差止め請求」に関して「昭和46年滑走路などの管理権が日本に返還され、米軍の滑走路使用目的が限定されているのに、なぜ米軍の駐留目的遂行のために使用できるのか、国は答えなければならないが、これに答える意思が有るのか」と、国側に迫りました。国側は「国として答える必要があれば答える」と、曖昧な答弁を繰り返すのみでした。原告意見陳述では、古くからの爆同会員であり執行委員として活躍されている小野抗夫さん(大和市鶴間2丁目在住：85W地域)が、反基地運動の道半ばで急逝された「鈴木 保前爆同委員長」を偲び、鈴木さんの無念の思いを交えて陳述しました。第12回口頭弁論の内容を以下に掲載します。

平成22年6月30日の弁論のご報告

弁護士 渡部 英明



1 民事訴訟で本方が提出した準備書面は、被告の「危険への接近論」に対する反論の準備書面です。大森弁護士が分かりやすく準備書面の内容を陳述しましたので、以下、ご紹介いたします。

「本日提出した準備書面17は、被告準備書面15、すなわち、国が危険への接近の法理と呼んでいる主張に対する反論の書面です。被告の主張は、要するに、厚木基地の騒音問題はテレビや新聞で報道されているから、原告らは騒音を知っていたはずである、特にNLPが開始されたころの昭和57年5月以降にコンター内に転居等した原告らについては、被害を分かって転居したと推定されるから、損害賠償が認められない、というものです。しかしながら、まず、被告が前提としている大阪空港最高裁判決は、報道されていたから知っていたはずなどと単純に述べたものではありません。航空機の離着陸回数、離着陸の平均間隔等の様々な事情を踏まえた上で、判断しているのであって、報道されていたから爆音被害を知っていたはずなどと一般論を述べたものではありません。被告の主張は、大阪空港最高裁判決を曲解したものであって、およそ認められるものではないのです。そもそも、社会問題化していたから知っていたはずであるという主張は、机上の空論でしょう。新聞記事を隅から隅まで読んで、全部記憶できるはずがない。そんなことは明らかです。W値80などと新聞で読んだところで、それがどれくらいうるさいのか、原告らを苦しめている爆音がどのくらい酷いのか、想像できるはずありません。下見をしたところで、騒音を体験できる保証もありません。爆音被害は、そこに住んでみなければ正確に認識することはできないのです。これは、騒音地域内に住んでいる人でも同じです。まさにその場所に住んでみなければ、その場所に住むとどれくらいの被害を受けるかを正確に認識することはできません。住んでみなければ分からない、それがこの爆音被害なのです。

本件で最も問題とされるべきは、以前も申し上げましたが、被告の責任を減免するような事情が、本件にあるのかということです。

減免を受ける資格が被告にあるのか、減免されなければならないほどの落ち度が原告らにあるのかということです。ある時期以降に転入した場合には、それだけで損害賠償請求できない、このような被告の主張が衡平といえるのでしょうか。裁判所は7回、この爆音が違法であると明確に認定しました。

第三次までの訴訟全てで爆音は違法と認定されており、それにもかかわらず、被告は、今も騒音を撒き散らし、抜本的な対策を取らず、放置しているのです。これに対して、原告らは、そこに住んでいるだけです。他の地域の人たちと同じように、普通に生活しているだけです。いったい原告らのどこに、救済を否定されなければいけないほどの非難されるべき事情があるのでしょうか。被告の対応のどこに、責任の減免を認める余地があるのでしょうか。違法な侵害行為により損害を与えた場合、損害を賠償して被害者を救済する。それは不法行為法の大原則であり、当然のことです。本件の事情を総合的にみたと、被害者の救済を制限しなければならないような事情はどこにもありません。衡平を考えたとき、危険への接近の法理などといって、被告に責任の減免を認める余地など一切ないのです。」

これに対し、被告が提出した準備書面は、危険への接近への法理を補足したものに過ぎませんでした。つまり、厚木基地の騒音問題について、各種報道がされ、インターネット等により、厚木基地周辺地域の騒音の周知がされ、容易に情報入手し得るので、一定の原告らは、転居の際、騒音を認識し、被害を容認していたことが十分に推定できるというものでした。

2 行政訴訟では、福田弁護士が被告準備書面(6)に対して、求釈明をしました。すなわち、被告準備書面(6)は、厚木基地について昭和46年の滑走路部分等の返還に伴い、政府統一見解にいう「米軍の専用する施設・区域への出入りのつど使用を認めるもの」、「その目的に従って限定された使用が認められなければならない」という限定が明らかにされ、被告もその統一見解は現在も前提としていることを認めながら、①なぜ、「米軍が駐留目的遂行のため従来と変わらず本件飛行場を使用することができる」ことになるのか、②なぜ、地位協定に基づく具体的な合意や閣議決定で使用方法が限定されたのに、安保条約や地位協定の「駐留目的」という一般論で、限定が外され、出入りどころか訓練までできることになるのか、という疑問に被告は答えなければならないのであるが、これに答えられないのか、というものでした。

これに対し、被告は我々の求釈明には答えられないようです。

3 最後に小野抗夫さんが、故鈴木保さんを偲ぶ意見陳述を行いました。「鈴木さんは、飛行機が飛ばない静かな空が取り戻されるのを誰よりも強く待ち望んでいました。その静かな空を、生きて見ることができなかったことは、とても辛く、悔しがっているだろうと思います。」と小野さんが述べたとき、感極まった小野さんの姿・声は印象に残るものでした。

4 いよいよ、次回期日(9月6日)から、証拠調べが始まります。毎回、原告2名の尋問をします。来年3月まで合計10名の原告の尋問を実施する予定です。

(原告意見陳述全文)
大和市鶴間2丁目在住

小野 抗夫さん



第1 私は、大和市鶴間2丁目に住む小野抗夫
(おのたかお)と申します。昭和8年7月30日生まれで、
今年の誕生日で喜寿を迎えます。

第2 鈴木保さんのこと

1 本来、この場で意見陳述をするにふさわしい方で、長年、
厚木基地における爆音の解消に向けて市民運動をされてきた
原告の鈴木保さんが、先日、亡くなりました。

鈴木さんは、厚木基地周辺の住民が立ち上がり作った
厚木基地爆音防止期成同盟、通称を爆同といいますが、その
組織を作った初期のメンバーの一人です。鈴木さんは、
昭和45年からお亡くなりになるまでの40年間、爆同の
委員長を務めていました。

爆同は、飛行機爆音のない静かな空を求めるとともに、
飛行機の墜落の危険から市民を守るために、基地の撤廃を
求める運動を続けており、今年結成50年を迎えます。

2 前回の4月26日の裁判では、鈴木さんは、裁判所の当
事者席に座わり、裁判を見守っていました。裁判の後、鈴木
さんは、歩いて家に帰れなくなるほど具合が悪くなって
しまい、病院に運ばれましたが、残念ながら、平成22年
4月27日未明に84歳で亡くなりました。

体調が悪いにもかかわらず、無理をしてまで、裁判に出
席した鈴木さんの厚木基地訴訟にかける思いは何であった
のでしょうか。

飛行機の爆音がやまず、米軍機墜落による死亡事故まで
発生する事態に至っているため、当初、鈴木さんを中心と
する爆同は、国などに対して、反爆音・反基地などの要求
をしてきました。しかし、国や米軍は、爆音解消に向けて、
抜本的な解決をすることはなく、墜落事故を起こし、爆音
被害も放置し続けました。

鈴木さんは、爆音等の被害救済をしてくれるのは、最後
の砦である裁判所しかないという思いで、92名の原告を
集め、昭和51年に第1次厚木基地訴訟を提起しました。
裁判所は、爆音の違法性を認定し、損害賠償を認めてくれ
ました。しかし、裁判所の判断にもかかわらず、米軍機や
自衛隊機の爆音はやみませんでした。

そこで、第2次、第3次訴訟を起しました。裁判所は
爆音の違法性を認めましたが、それでも、米軍機や自衛隊
機の爆音はやみませんでした。今も違法な爆音はやみませ
んが、鈴木さんは、静かな空になるまで、あきらめること
なく、粘り強く、反基地・反爆音運動を進めました。

今回の第4次訴訟が、原告7000名以上にまで拡大し
た理由は、今も米軍機や自衛隊機の爆音被害を受け、飛行
機墜落の危険に曝されている多くの地域住民が、鈴木さん
を先頭とする爆同の反基地・反爆音の市民運動に賛同した
結果だと思えます。

3 鈴木さんは、飛行機が飛ばない静かな空が取り戻される
のを誰よりも強く待ち望んでいました。その静かな空を、
生きて見ることができなかったことは、とても辛く、悔し
がっているだろうと思います。

第3 私のこと

1 私の家は、厚木基地滑走路北端から北へ2キロくらい
のところにあり、平成18年1月以前のW値は80でしたが、
現在のW値は85と聞いております。

私は、昭和26年2月から現在の住所地にずっと住んで
おりますが、今数えてみると、この爆音地域には59年
の間住んでいることとなります。

2 現在の住所地に住むようになったのは、高校2年生の頃
でした。当時のこの辺りの状況は、松林を伐採したところ
で、自然に満ちていました。ジェット機の爆音に曝されて
いる現在の状況に比べると、当時は爆音など全くなく、と
ても静かでした。

3 私の家は、厚木基地を離着陸する飛行機の飛行ルート
のほぼ真下にあるので、家のすぐ上空を飛行機が頻りに飛
んでいます。特に、飛行機が着陸するときは、低空で飛ぶ
ので、たいへんうるさく、強い圧迫を感じます。そして、家
の近くの8階建てマンションにいまにもぶつかってしまう
くらい低空で飛んでいく飛行機を見ると、本当にぶつかる

ように危険を感じ、不安でいっぱいです。
飛行機の騒音は、ほぼ毎日あります。プロペラ機の音も
うるさいですが、特に、ひどい騒音は、ジェット機の爆音
です。その音は、突然、腹に響くような音で、耐えられない
うるささです。

ジェット機は、空母が横須賀に入港しているときは、集
中の飛びます。朝9時前後に基地からどこかに向けて次
々と飛び出していき、夕方6時前後に連続して帰ってくる
時間帯の爆音はひどいものです。

4 私は、横浜市職員として60歳定年まで勤務しており
ました。その後すぐに、大和市立病院の夜間救急受付の非常
勤務を10年間していました。この仕事は、週に2回、
午後5時から翌日午前8時30分までの夜間勤務でした。
夜間勤務の後、帰宅して睡眠をとるのですが、この時間帯
に、飛行機の爆音でなかなか寝付けず、寝付いたと思っ
たら爆音により目を覚まさせられるということがたびたび
あり、睡眠不足になって、たいへん苦勞したことがあります。
60歳頃から高血圧症と診断されていたので、爆音による
睡眠不足は高血圧症の私にとって、健康への悪影響があ
ったと思っています。

5 飛行機の爆音による主な生活妨害について、述べたい
と思います。

私の趣味は家の庭にある植木の剪定です。剪定の最中に
飛行機の爆音に曝されると、気持ちがイライラしてきます。
特に、脚立に登って作業をしているときにジェット機の爆
音が突然襲ってくると、その爆音にびくつきしてしまっ
て、脚立にしがみつき、耐えなければならなくなります。

テレビを見ていたり、電話をかけているときに、飛行機
の爆音に曝されると、テレビの音や電話の相手方の声が聞
こえなくなり、内容が分からなくなったり、電話の会話
が中断してしまうことはよくあり、イライラしてしまいま
す。

このように、飛行機が飛ぶことで、様々な生活妨害が起
きているのです。飛行機が飛ばなければ、生活妨害はない
のです。

第4 最後に

1 亡くなられた鈴木さんは、平成13年に発刊された爆同
40年史という記念誌の巻頭言で次のように言っています。

「われわれは、なにも難しい事や特別の要求をしている
わけでは決してない。人間として生活するために、あの空
気を裂いて飛び交う爆音から解放されたい。夕食時の家族
団らんを取り戻し、必要なテレビを見て楽しみたい。イ
ライラや頭痛は忘れたい。いつ墜落してくるか解らない
という頭上の圧迫や恐怖感から逃れたい。人間として当然な
希望の実現、最低の権利を実現し、子どもや孫たちに残し
てやりたい。」

2 私の孫、さらにはひ孫まで、この地に住むものは、永遠
と爆音に悩まされ続けなければならないのでしょうか。

亡くなられた鈴木さんの思いを込めて、違法爆音に対
する抜本的な解決、すなわち、飛行機の飛行差し止め判決
を是非とも認めていただきたいと思えます。

3 以上で、私の意見陳述を終わります。



今後の口頭弁論期日について

いよいよ、原告本人専門が始ま
ります

第13回 口頭弁論
9月6日(月)13時30分～

第14回 口頭弁論
10月20日(水)13時30分～

第15回 口頭弁論
12月20日(月)13時30分～

第16回 口頭弁論
2月2日(水)13時30分～

第17回 口頭弁論
3月14日(月)13時30分～

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第2回総会沖縄で開催される

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の第2回総会が、7月30日(金)午前9時から沖縄・宜野湾市(普天間飛行場の所在地)のジュビランスを会場に開催されました。
 私たち、第四次訴訟原告団からは藤田団長以下20名が参加、全国の訴訟団・訴訟準備会から総勢74名が参加しました。
 今回の総会は、前日(29日)の「普天間爆音訴訟控訴審判決」を踏まえて、「全国爆音訴訟連絡会議」の活動方針の見直しを行い、今後の活動の進め方を構築することを主眼に開催したものです。「全国連絡会議」も結成3年目を迎え、参加者も結成当時はお互いよそよそしさや、何となくごちない雰囲気であったが、2年余の交流を重ねて「共通の目的」に向かって連帯する、「仲間意識」がそここゝに感じられ活発な発言と意見交換が行われました。

* あいさつ



総会で挨拶する藤田団長

島田 善次・普天間訴訟団 団長と藤田 榮治・全国訴訟原告団連絡会議 代表(第四次厚木訴訟団 団長)が挨拶の中でそれぞれ普天間訴訟控訴審判決での「飛行差し止め棄却」の不当性を強く非難。「損害賠償金額の増額」「低周波音による健康被害」を認定したこと、「国は抜本的な騒音対策を取らず、騒音防止協定は形骸化している」と国を強く叱責したことは評価できると述べた。

* 基調報告

斎藤 英昭 事務局長 (第四次厚木爆音訴訟団事務局長)

2008年12月全国基地爆音訴訟原告団連絡会議結成以後、2年半の活動を振り返り

- ・基地問題と国の姿勢について
 僅か5年有余の間に、6度の内閣交代で政治・経済・外交で混迷の度を深めて来た。
 昨年8月の政権交代に大きな期待を抱いたが、世論を無視した「普天間飛行場移設問題」での迷走と「自民政権にも勝る対米追従」で「辺野古沖」への移設を決定した
 安保50年の節目に、「安保条約の見直し」「米軍基地の在り方」を全国民参加で議論を重ね、「国内の米軍基地はすべて国外へ」の実現に向けて一層の活動が必要である。
- ・米軍再編と被害の拡大
 「米軍再編」は国民の目の届かないところで進行している。
 岩国基地の新滑走路供用開始(5月29日)、沖縄配備の米軍機訓練の本土自衛隊基地への移設、辺野古の新基地建設、米軍艦載機の厚木から岩国への移駐などによる基地被害の拡大、米国の中東政策、北朝鮮・中国の脅威などへの対抗策として「米軍基地の機能強化」「自衛隊の増強」が図られて行くことが考えられる。
- ・爆音訴訟の経緯とこれからの闘い
 岩国訴訟団の提訴、新嘉手納訴訟団の上告など新たな闘いが始まった。
 一方、横田飛行差し止め訴訟での「差し止め棄却」は「司法の厚い壁」を感じる。
 国の反論は、「危険への接近と防音工事による爆音被害の軽減」のみで、新しい反論は何もない。
 私たちは、「飛行差し止め」を勝ち取るために、弁護団も子ども様々な手法を駆使して、粘り強く闘っていかなければならない。

* 分科会討議

- * 第1分科会 「政策要求の補強と実践」
 ◎2009年12月に政府へ要求した「要請文書」を、「政治状況の変化」および「普天間控訴審の判決内容」を基調とした内容に差し替えて、再度、国へ「政策要求」を行う
 ・民主党政権の政治姿勢のブレ
 ・普天間判決での「飛行差し止め棄却」の撤回要求
 ・「環境調査」と「健康被害調査」の実施要求
 ・NHK受信料減免問題は、各地の実態を調査



分科会に参加した相澤事務局長次長 右から3人目



第四次訴訟団参加(女性)のみなさん

- * 第2分科会 「爆音訴訟の進行状況と当面する課題」
 ◎定期的に「情報交換会」を開催し、「弁護士へも参加」を呼びかける

「各訴訟の進行状況」と「被害立証の方策」などの意見交換
 ・「飛行差し止め」実現には、「第三者行為論」を乗り越えることが必要
 現状では、司法に期待を持ってない。政治的判断が必要。
 国への圧力
 ・「健康被害認定」のため、「全国統一の健康被害調査」の実施を国・自治体に要求する
 ・国への要請活動は、「環境・健康問題」も視野に入れて「環境省」と「厚生労働省」にも行う
 ・「こども爆音カレンダー」「診断書の提出」などの事例紹介

- * 第3分科会 「普天間飛行場移設問題」と「米軍再編」への取り組み

◎米軍に対して「居心地の悪い日本」にしていく
 ◎海外の「反基地運動団体」との連携も必要
 ・国民は、政府の「まやかしの言葉や表現」に誤魔化されている
 (例)「返還」= 現実には地元自治体の負担(買い上げ)「思いやり予算」のほかに「米軍駐留経費負担金」
 ・「反基地運動の先頭に立つ首長」へのバックアップ
 ・「基地ゲート前」での「米兵に対する反戦呼びかけ」

* 活動計画と予算

- * 活動計画
 ・第1、第2、第3分科会の討論結果を踏まえて、「事務局長会議」で活動計画(案)を策定する
- * 予
 ・活動計画をベースに別途策定する

- * 「普天間訴訟団東京行動」連帯支援参加について

普天間爆音訴訟控訴審判決を受けて、普天間訴訟団がアメリカ大使館、日本政府(官邸・外務省、防衛省)への抗議要請行動に、全国連絡会議が連帯支援参加をする。
 ・8月2日(月)～3日(火)衆議院第2議員会館前座り込み行動、院内集会、地下鉄駅頭街宣行動アメリカ大使館、日本政府あて抗議要請行動

* 第2回総会決議

- 【要旨】
 普天間爆音訴訟控訴審判決について
 ・「飛行差し止め請求棄却」は「極めて不当」
 ・「低周波音被害を認定」および「騒音防止協定の形骸化」との政府批判は重要な意義がある
 ・「普天間飛行場は県内移設を断念して、基地の即時閉鎖・返還」の早期に実現すべき
 ・国は、「爆音被害と飛行差し止め」を「米軍への基地提供の責任」に於いて、早期解決を求める



法廷に向かう普天間原告団

低周波被害を認定・飛行差し止めは棄却 普天間爆音訴訟控訴審判決

7月29日(月) 福岡高裁那覇支部

低周波被害認定と賠償額倍増に一定の評価



判決を伝える弁護団

米軍普天間飛行場周辺住民396人(提訴時404人)が国を相手に、米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めや騒音被害に対する損害賠償などを求めた「普天間爆音訴訟」の控訴審判決が、7月29日(木)午後福岡高裁那覇支部で言い渡されました。

この判決には、私たち第四次訴訟団からも藤田団長以下20名が、全国の訴訟団の原告約50名とともに支援参加しました。

【判決の骨子】

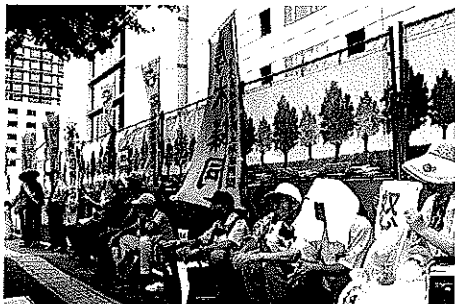
- ・飛行差し止め請求は棄却 一 国は、米軍の活動を制限できない (第三者行為論)
- ・原告は、騒音で日常生活を妨害され、ヘリコプターの低周波音で精神的苦痛が増大させられている
- ・国は、日米間で合意した騒音防止協定を守るための措置を取っていない。騒音防止協定は形骸化している

・国は、抜本的な騒音対策を講じず、騒音の違法状態を解消していない

- ・賠償額は1日あたり、75W区域で200円、80W区域で400円を命じる
- ・危険への接近による国の免責主張は理由がないというもので、「飛行差し止め請求の棄却」を除いて、評価できる判決といえる

特に、「低周波音による健康被害の認定」は、低周波音の心身への被害との因果関係を認定したのは初めてのことである

この判決に対して、「国は上告を断念」、「原告は飛行差し止め請求」について10名が最高裁に上告した
従って「賠償請求は確定」しました



衆議院第二議員会館前での座り込み

「飛行差し止め」棄却は不当！ 爆音被害の違法状態の早期解決を要求

《普天間爆音訴訟団が東京集会で全国に呼びかけ》

8月2日(月)・3日(火)の2日間、普天間爆音訴訟団は、7月29日(木)の控訴審判決を受けて、「全国基地訴訟団連絡会議」や「関東地区の支援団体」と共催で、「普天間爆音訴訟支援・東京行動」を行いました。普天間訴訟団からは、原告、弁護団、支援団体のほか、伊波 洋一宜野湾市長など約50人が上京して来ました。私たち第四次訴訟団も「普天間だけの問題として受け止められない」として、20名の方々が参加しともに行動しました。

控訴審判決での、「飛行差し止め棄却の不当性」を追求し「普天間飛行場の早期閉鎖、返還」と「沖縄に新たな基地建設反対」を官邸、関係省庁、アメリカ大使館などへの抗議要請行動や衆議院第二議員会館前での座り込み行動、院内集会及び国会周辺地下鉄駅頭でのビラ配り、さらには支援報告会を開催し、「違法な状態が続くことを政治が解決すべきだ」と全国に呼び掛けました。

怒 怒 怒



普天間基地撤去を求めシュプレヒコール

建設反対」を官邸、関係省庁、アメリカ大使館などへの抗議要請行動や衆議院第二議員会館前での座り込み行動、院内集会及び国会周辺地下鉄駅頭でのビラ配り、さらには支援報告会を開催し、「違法な状態が続くことを政治が解決すべきだ」と全国に呼び掛けました。

支部だより

《町田支部》

映画鑑賞と暑気払いで交流

町田支部では8月19日(木)18時から、今年2回目の原告集会を「コメット会館」(原町田5丁目)で開催しました。

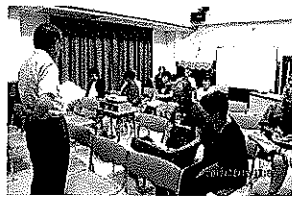
新井 真知子支部長、谷沢 和夫事務局長をはじめ20名の方々が参加されました。なお原告団からは斉藤事務局長と相澤事務局長が出席しました。

今回は、原告相互の交流が主体の集会で、支部・事務局の活動報告、連絡事項を行ったあと、原告・山本 健治さん提供のDVD「冬の兵士」鑑賞と「暑気払い」で夏の一夜を過ごしました。

千円会費の「暑気払い」では、飲むほどに食べるほどに「厚木基地の歴史や現状」や「裁判の進行状況」などが語り合われ、和気あいのうちに22時前閉会となりました

町田支部では、従来から支部集会をたびたび開催して、弁護団を招いての勉強会、都議から基地問題に対する都の取り組みを聞いたり、金子副団長を講師に迎え「厚木基地の現状や動き」についての勉強会などを活発に行い、原告の交流や自己研鑽に取り組んでいます。

*「コメット会館」は、原告・小川 誓順さんが主宰する、社会福祉法人「コメット」の施設です



国が主張する「危険への接近論」を 退けて正当な判決を勝ち取ろう!!

「居住状況陳述書」作成が再開されます

裁判で、被告・国は「原告は、厚木基地周辺は米軍機や自衛隊機の爆音が激しく、うるさいことを知っただけで基地周辺に転居して来たのに、裁判で爆音被害を訴えるのは間違っている」と、私たちの訴えを棄却するように主張しています。

私たち原告は、この主張を退けて「正当な判決を勝ち取る」ために

- ・今の住所に住まなければならなかった大きさ
 - ・住宅の下見をしたときの周囲の環境
- などを「居住状況陳述書」にまとめて、裁判所に提出しなければなりません。もし、「居住状況陳述書」が提出されないと、裁判所は「国の主張は正しい」と判断して、原告に不利な判決が出されてしまうことが予想されます。

これまでに1,664世帯の原告の方々の陳述書作成が完了しています。残る「652世帯の方々」(保留の世帯を除く)の陳述書作成を、来る10月2日(土)から再開いたします

該当する原告の方々には、個々にご案内を差し上げますので必ずご出席下さい



8月7日(土)
桜ヶ丘学習センター
大和第6支部の
陳述書作成風景

